

JIS

W O106

航空用語(航空機一般)

JIS W O106-1995

(2000 確認)

(2005 確認)

平成 7 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 47.1.1 改正：平成 7.3.1

官報公示：平成 7.3.1

原案作成協力者：社団法人 日本航空宇宙工業会

審議部会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 金原 淑郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

航空用語(航空機一般)

W O106-1995

Glossary of terms for aircraft general

1. 適用範囲 この規格は、航空機に関する主な用語について規定する。

2. 分類 用語は、次のように分類する。

- (1) 航空機の種類に関する用語
- (2) 航空機の寸法・面積に関する用語
- (3) 航空機を構成する部分に関する用語
- (4) 航空機の重量(物体に作用する重力の大きさ)比に関する用語
- (5) 航空機の空気力学・性能に関する用語
- (6) 航空機の運航・整備に関する用語

3. 用語・定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考のため対応英語及び一部の用語に対する記号を示す。

備考1. 用語欄で二つの用語を並べてある場合は、その順序に従って優先的に使用する。

2. 用語欄の()内の太字体の語は省略してもよい。
3. 用語欄の()内の細字体の語は参考として示したものである。
4. 用語の下に括弧で示したものは、読み方である。

(1) 航空機の種類に関する用語

番号	用語	定義	対応英語(参考)
1010	航空機	人が乗って、航空の用に供することができる機器の総称。	aircraft
1020	軽航空機	飛行中の揚力を、主として空気より軽い気体の静的な浮力から得るすべての航空機。	lighter-than-air aircraft
1030	飛行船	推進装置及び操縦装置を備えた軽航空機。	airship
1040	重航空機	それ自体の重量が、その排除する空気の重量よりも重く、飛行中の揚力を主として空気力学的な力から得るすべての航空機。	heavier-than-air aircraft
1050	固定翼航空機	固定した翼面をもち、その翼面に生じる揚力によって飛行する重航空機。	fixed wing aircraft
1060	飛行機	推進装置を備え、飛行中の揚力を、主として、それぞれの飛行状態において固定翼面上に生じる空気力学的な力から得る固定翼航空機。	aeroplane, airplane(米)
1070	可変後退翼機	飛行中に翼の後退角を変更させることができる飛行機。	variable-swept-wing airplane
1080	無尾翼機	水平尾翼をもたない飛行機。	tailless airplane
1090	陸上機	陸上で発着する飛行機。	landplane